

無償化の内容【幼稚園（新制度未移行）】

保育を必要とする子どもについては、預かり保育も無償化の対象となります。
なお、保育料及び預かり保育利用料の無償化については申請が必要となります。

1.保育料の無償化

保護者が居住する市町村から「認定（施設等利用給付認定：新1号）」を受けることで、保育料が無償化されます。

《保育料無償化のための施設等利用給付認定》

認定区分	対象年齢	認定要件	無償化の上限額
新1号認定	満3歳になった翌月から 小学校入学前まで	なし	月額25,700円まで (入園料の月額換算を含む)

※国立大学附属幼稚園の無償化の上限額は月額8,700円までとなります。

※特別支援学校幼稚部の無償化の上限額は月額400円までとなります。

※入園料は入園初年度に限り月額に換算（年間在籍月数で割る）して無償化の対象となります。

《保育料無償化のイメージ》

入園料（月額換算）	保育料	無償化対象	実質負担額
10,000円	14,000円	24,000円	0円
なし	30,000円	25,700円	4,300円

《保育料無償化のための申請手続》

申請先	入園している幼稚園
申請様式	子育てのための施設等利用給付認定申請書
申請期限	無償化となる月の前月15日まで ※4月分は前年11月30日まで ※毎年度申請が必要です

預かり保育の無償化を希望する場合は次の「施設等利用給付認定（新2号・新3号）」を申請してください。

2.預かり保育の無償化

保護者が居住する市町村から「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定：新2号または新3号）」を受けることで、利用日数に応じて預かり保育の利用料が無償化されます。

《預かり保育無償化のための施設等利用給付認定》

認定区分	対象年齢	認定要件	無償化の上限額
新2号認定	3歳児から5歳児クラス	保育認定(2号・3号) と同じ	月額11,300円まで
新3号認定	2歳児クラス(満3歳児) ※市町村民税非課税世帯のみ	保育認定(2号・3号) と同じ	月額16,300円まで

※利用日数に応じて無償化の上限額（月額）は変動します。（450円×利用日数）

※「無償化の上限額」を超えた場合は、利用料が発生します。

※標準時間や短時間の区分はありません。

《預かり保育無償化のイメージ》

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000 円	10 日	4,500 円	4,000 円	0 円
9,500 円	20 日	9,000 円	9,000 円	500 円

《幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合は、預かり保育のほか、以下の利用が無償化の対象となります。》

1. 認可外保育施設
2. 一時預かり事業
3. 病児保育事業
4. ファミリー・サポート・センター事業

【預かり保育の実施時間等が少ない場合とは】

平日の預かり保育の提供時間が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満の場合

【認可外保育施設等の無償化の上限額】

11,300 円（3 歳未満は 16,300 円）から「預かり保育の無償化対象額」を差し引いた額

《預かり保育無償化のための申請手続》

申請先	入園している幼稚園
申請様式	1. 子育てのための施設等利用給付認定申請書 2. 保育を必要とする証明書（就労証明書または保育施設利用に関する申立書） 3. 世帯状況確認表（新 3 号のみ）
申請期限	無償化となる月の前月 15 日まで ※4 月分は前年 11 月 30 日まで ※毎年度申請が必要です

【施設等利用給付認定を受けられない人】

保育認定（2 号又は 3 号認定）を受けている人や、企業主導型保育事業（保育所並みの開所）を利用している人。

3. 利用料の請求・支払方法

（保育料）

- ・施設等利用給付認定を受けた子どもの保育料は、市から施設へお支払いします。
- ・保育料が上限額を超えた場合の差額は、保護者が施設へお支払いください。

（預かり保育の利用料）

- ・施設等利用給付認定を受けた子どもの利用料は、市から施設へお支払いします。
- ・利用料が上限額を超えた場合の差額は、保護者が施設へお支払いください。

（預かり保育以外の利用料）

- ・施設等利用給付認定を受けた子どもの利用料は、市から保護者へお支払いします。
- ・利用料が上限額を超えた場合の差額は、市へ請求できません。